

令和 2 年度当初予算案

主な施策関係事業資料

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

一部損壊の住宅への支援

800,000 千円

既定予算とあわせ 4,000,000 千円

1 事業の目的・概要

令和元年台風第15号及び第19号、10月25日の大雨により被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の屋根・外壁等の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など地方単独の支援により、最大で50万円を助成します。

2 事業内容

罹災証明書の判定結果		災害救助法 適用市町村	左記以外の市町村
一部損壊	損害割合10%以上20%未満	(A)	(B)
	損害割合10%未満	(B)	

(A) 修理費が150万円を超える分について、20%（20万円）を上限に支援

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※災害救助法の応急修理（上限30万円）とあわせて、最大50万円

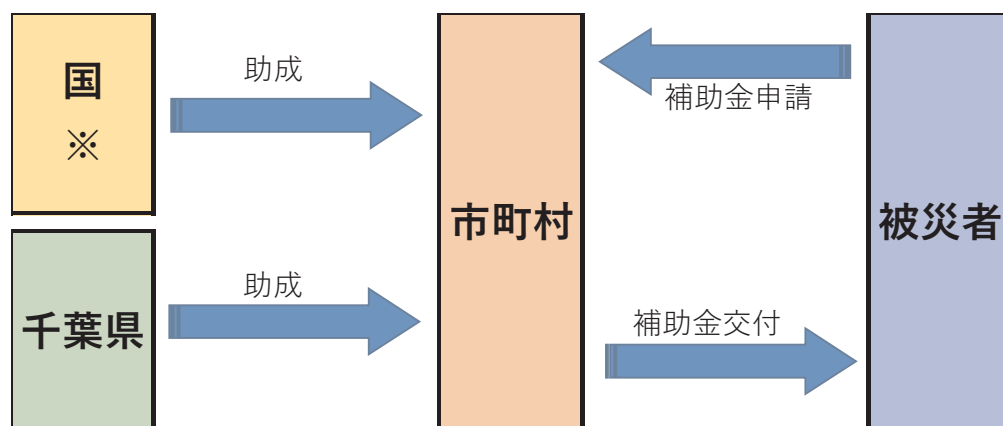
(B) 国交付金対象の修理と地方単独支援をあわせて20%（50万円）を上限に支援

（補助率）国交付金対象：国 5/10、県 3/10、市町村 2/10

地方単独支援：県 8/10、市町村 2/10

※地方単独支援は、国交付金上限額の上乗せや国交付金の対象とならない修理

3 事業イメージ



※補助内容によっては国費が入ります。

担当課・問い合わせ先
県土整備部都市整備局建築指導課
043-223-3184

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

被災農業施設等復旧支援事業

予算額 3,069,000千円

(既定予算とあわせ 26,909,500千円)

1 事業の目的・概要

令和元年の台風等により被災した農業者の早期の営農再開を図るため、施設や機械等の再建・修繕及び撤去に要する経費を補助します。

また、再建・修繕を契機として当該施設を強化・補強するための経費を補助します。

2 主な事業内容

(1) 農業用施設・機械の再建、修繕及び撤去

[実施主体] 市町村

[助成対象者] 被災した農業用施設・機械を復旧し農業経営を継続しようとする農業者

[対象となる施設・機械]

農業用ハウス、果樹棚（多目的防災網）、畜舎、農機具格納庫、農業用機械等

[補助率等] 9／10以内

(国3～5／10以内、県2～4／10以内、市町村2／10以内)

- ・撤去の助成額は、施設の種類ごとに上限単価が定められています。
- ・県の補助は、事業費20万円以上が対象となります。
- ・国の補助率は、施設の状況によって変わる場合があります。
- ・台風19号による被災農業用施設又は被災後に共同利用する農業用機械については、国5／10以内、県3／10以内、市町村1／10以内となります。

[その他]

対象となる施設が園芸施設共済の引受対象である場合は、事業完了後（竣工後）に園芸施設共済等への加入が必要です。

(2) 農業用施設の強化・補強

[実施主体] 市町村

[助成対象者] 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

[実施内容] 被災した施設の再建・修繕と一体的に行う強化・補強

[補助率等] 1／2以内（国3／10以内、県2／10以内）

補助金の上限は500万円です。（国300万円、県200万円）

事業費（強化・補強分）が50万円以上の取組を対象とします。

担当課・問い合わせ先
農林水産部担い手支援課
043-223-2905

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

地域コミュニティ施設等再建支援事業【新規】

予算額 150,000千円

1 事業の目的・概要

- ・令和元年の台風第15号、第19号及び10月25日の大雨では、集会所などの地域のコミュニティ活動を支える施設も多くの被害を受けました。
- ・コミュニティ施設は、地域社会を維持・発展させていくために欠かせない住民の活動拠点であることから、被災した施設の復旧に要する経費の一部を助成します。

2 事業内容

[対象事業] 自治会等が実施するコミュニティ施設等（集会所等）の建替、修繕

[補助先] 市町村

[対象施設] 地域住民がコミュニティ活動等で使用し、維持・管理している施設等

[補助率] 1／3

[補助上限額] 1施設あたり 建替5,000千円 修繕2,500千円

担当課・問い合わせ先
総務部市町村課
043-223-2198

停電対策用非常用自家発電機等の整備【新規】

予算額 340,823千円（債務負担行為 50,000千円）

（参考 2月補正 714,800千円 2月補正と当初あわせ 1,055,623千円）

1 事業目的・概要

災害等により停電が発生した場合にも事業運営が行えるよう、非常用自家発電機を整備します。

2 事業内容

（1）児童相談所一時保護所等 21,000 千円

入所児童の体調管理等に必要な電力を確保するため、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

〔整備内容〕 児童相談所 5 施設、県立児童福祉施設 2 施設 合計 30 台

（2）特別支援学校 8,523 千円

人工呼吸や喀痰吸引などの医療的ケアを継続的に実施するため、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

〔整備内容〕 特別支援学校 20 校 合計 26 台

（3）信号機 33,000 千円

停電時も信号機が適切に機能するよう、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

〔整備内容〕 200 台

○信号機の設置例



（4）ダムの予備発電設備機能強化 278,300 千円（債務負担行為 50,000 千円）

停電時に行うダムゲートなどの設備操作について、これまでより長時間対応できるように予備発電設備機能を強化します。

〔整備内容〕 高滝ダム・亀山ダムの予備発電設備の機能強化（72 時間へ延伸）

（参考 令和元年度 2 月補正予算案計上事業）

非常用自家発電設備整備事業 714,800 千円

災害時に高齢者福祉施設や障害者支援施設等の入所者等の安全な生活環境を確保するため、非常用自家発電設備の整備について、助成します。

〔対象施設〕 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設等

〔補助対象〕 非常用自家発電設備

〔補助率〕 国1/2、県1/4、事業者1/4

担当課・問い合わせ先

（1）健康福祉部児童家庭課 043-223-2323

（2）教育庁教育振興部特別支援教育課 043-223-4051

（3）警察本部交通規制課 043-201-0110（内線5161）

（4）県土整備部河川整備課 043-223-3165

（参考）特別養護老人ホーム関係：健康福祉部高齢者福祉課 043-223-2593

介護老人保健施設関係：健康福祉部医療整備課 043-223-3884

障害者支援施設関係：健康福祉部障害福祉事業課 043-223-2341

一宮川流域浸水対策特別緊急事業

予算額 1,728,000千円 (R1 784,000千円)

(債務負担行為 512,000千円)

(参考 2月補正 100,000千円 2月補正と当初あわせ 1,828,000千円)

1 事業目的・概要

一宮川流域においては、令和元年10月25日の大雨により、過去30年間で4度目となる被害が生じた事を踏まえ、今後10ヶ年で、関係機関が行う内水対策や土地利用施策と連携した一宮川流域浸水対策特別緊急事業を実施し、同規模の降雨による、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指します。

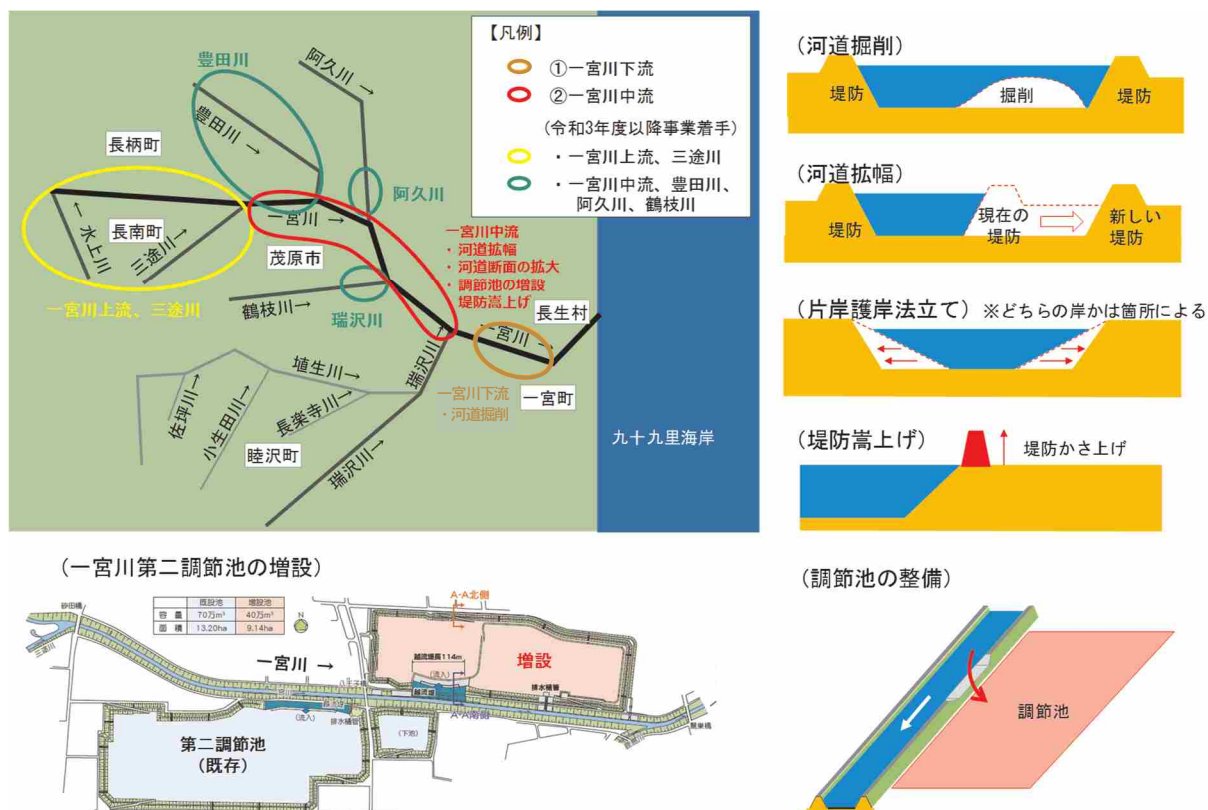
2 主な事業内容

① 一宮川下流域

- ・河道掘削による流下能力の確保 20,000千円

② 一宮川中流域

- ・河道拡幅や河道断面の拡大 250,000千円
- ・一宮川第二調節池の増設、堤防嵩上げなどの河川改修 1,428,000千円



(参考 令和元年度2月補正予算案計上事業)

一宮川流域浸水対策特別緊急事業 100,000千円

速やかに事業を進めるため、必要となる測量や設計などに係る費用を計上します。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課 043-223-3165

河川・海岸・砂防事業

予算額 25,725,955千円 (R1 23,408,453千円)

(債務負担行為 2,011,000千円)

(参考 2月補正 1,545,000千円 2月補正と当初あわせ 27,270,955千円)

1 事業目的・概要

洪水、高潮、土砂災害等から県民の生命・財産を守るため、河川・海岸・砂防施設の整備を一層推進します。

2 主な事業内容

(1) 河川事業

・堤防嵩上・護岸整備等 8,705,466 千円 (R1 6,602,736 千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風に対する治水機能向上として、堤防嵩上や護岸整備など河川整備を推進します。



・ダムの堆砂対策 542,800 千円 (R1 273,500 千円)

ダム上流河川から流入し堆積した土砂により、ダム治水機能に影響を及ぼすおそれがあるため、浚渫など堆砂対策を推進します。



・河道内に堆積した土砂の撤去等 1,975,200 千円 (R1 350,300 千円)

近年多発するゲリラ豪雨や大型台風による河川氾濫に備え、河道内に堆積した土砂や樹木等の除去を行い、流下能力の確保を図ります。



(2) 海岸保全事業

・高潮、波浪対策等の海岸保全 1,992,678 千円 (R1 1,889,143 千円)

高潮、波浪等による被害から生命・財産を守り、海岸侵食から国土を保全するため、海岸保全施設の整備等を推進します。



(3) 砂防事業

・砂防関係施設の整備等 2,519,968 千円 (R1 2,136,280 千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風などから県民の生命・財産を守るため、砂防施設整備・地すべり対策・急傾斜地対策等を推進します。



(参考 令和元年度 2月補正予算案計上事業 (国補正予算に伴うもの))

河川・海岸・砂防事業 1,545,000 千円

河道掘削や河川堤防の強化、一宮川流域浸水対策特別緊急事業を速やかに進めるための測量・設計、市町村が進めるがけ崩れ対策事業へ国と協調した補助の実施、災害時の観測に特化した危機管理型水位計の設置などの事業費を計上します。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課	043-223-3165
県土整備部河川環境課	043-223-3154
県土整備部県土整備政策課	043-223-3117

農地防災事業

予算額 2,471,170千円 (R1 2,291,930千円)

1 事業の目的・概要

農地や農業用施設等の自然災害による被害を未然に防止するため、各種防災対策工事を行います。

2 主な事業内容

(1) 補助事業 2,201,170 千円 (R1 2,091,930 千円)

ア 湛水防除事業 1,088,535 千円 (R1 830,050 千円)

流域の開発、地盤沈下の立地条件の変化等により排水条件が悪化し、湛水被害のおそれのある地域を対象に、ポンプ場の整備や排水路の拡幅等を実施します。

負担割合：国 50～55%、県 35～45%、地元 0～15%



ポンプ場の整備



排水路の拡幅・かさ上げ

イ ため池等整備事業 204,017 千円 (R1 233,380 千円)

老朽化し、決壊等による災害の発生のおそれのある農業用ため池を改修します。
負担割合：国 50～55%、県 29%、地元 16～21%

ウ 地すべり対策事業 285,618 千円 (R1 331,500 千円)

「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、排水路や暗渠等を整備します。

負担割合：国 50%、県 50%

(2) 単独事業 270,000 千円 (R1 200,000 千円)

地すべり対策事業 215,000 千円 (R1 185,000 千円)

国庫補助の対象とならない、総事業費 70,000 千円未満の地区における地すべり対策工事を実施します。

担当課・問い合わせ先
農林水産部耕地課
043-223-2865